

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号,
平成30年(ワ)第878号, 令和3年(ワ)第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3465名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

(丙390の1~405号証)

令和4年2月22日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



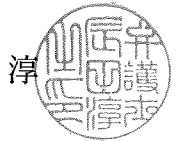
弁護士 原 井 大 介



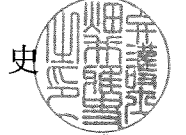
弁護士 森 拓 也



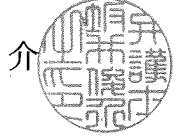
弁護士 辰 田



弁護士 畑 井 雅



弁護士 坂 井 俊



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太 郎



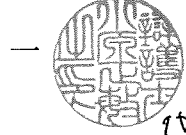
弁護士 酒 見 康



弁護士 中 室



弁護士 持 田 陽



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙 390 の 1	IAEA Safety Standards for protecting people and the environment Safety of Nuclear Power Plants: Design Specific Safety Requirements No. SSR-2/1 (Rev. 1) (抜粋)	写し	H28	国際原子力機関 (I A E A)	<p>深層防護の意味及びその具体的内容</p> <p>なお、丙390号証の1は、丙68号証のうち別紙1と抜粋箇所が異なるものの、同じ文書の一部である。</p>
丙 390 の 2	I A E A安全基準人と環境を防護するために 原子力発電所の安全:設計 個別安全要件 No. SSR-2/1 (改訂1) (抜粋)	写し	R4. 2	被告関西電力株式会社	
丙 391	原子力安全の基本的考え方について 第I編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート (抜粋)	写し	H26. 5. 20	一般社団法人 日本原子力学会標準委員会	<p>深層防護の考え方は、各防護レベルの十分な対策を前提にして、あえてその効果が十分でなかった場合に備えて対策を多層にするという考え方であり、事前の計画としては、可能な限りの知見を駆使して対策をとっておくという考え方であること</p>
丙 392	平成 30 年度原子力総合防災訓練実施成果報告書	写し	H31. 3	内閣府 (原子力防災担当)	<p>高浜発電所及び大飯発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練が実施されたこと等</p>

丙 393	福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）議事要旨	写し	(R4. 2 ウェブサイトから取得)	内閣府	内閣府が令和2年7月30日に、第4回福井エリア地域原子力防災協議会を開催し、新型コロナウイルス感染症等の流行下における各種防護措置の具体化等、緊急時対応の一層の具体化、充実化が図られていること、及び原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的な内容になっていることを確認した上で、「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を改定したこと。内閣府が今後も継続して、より合理的かつ実効性のある計画に改善するための取り組みを行うとしていること等
丙 394	「大飯地域の緊急時対応」の改定について	写し	R2. 7. 30	内閣府	「大飯地域の緊急時対応」の改定の概要
丙 395	大飯地域の緊急時対応（全体版）	写し	R2. 7. 30	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会	過去の訓練の評価結果等を踏まえて改定された「大飯地域の緊急時対応」の内容等
丙 396	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について	写し	R2. 4. 1	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等	国から地方公共団体に対して通知された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の内容
丙 397	避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について	写し	R2. 4. 7	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等	

丙 398	知っておくべき5つのポイント	写し	R2. 5. 15	内閣府（防災担当）・消防庁	新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則とされていること (令和2年5月15日付「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」) http://www.bousai.go.jp/tsuchi.html
丙 399	新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き	写し	R2. 5	福井県	福井県においては、避難所の開設及び運営における新型コロナウイルス感染防止対策等についての具体的な対応方針が示されていること
丙 400の1	防災基本計画修正新旧対照表	写し	R2. 5. 29	内閣府中央防災会議	防災基本計画に「令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」、「新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする」との記載が加わったこと
丙 400の2	防災基本計画	写し	R2. 5. 29	内閣府中央防災会議	国は、「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする」との基本姿勢を示していること等

丙 402	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて	写し	R2. 6. 8	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）等	国が地方公共団体に向けて通知した避難所における新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する助言の内容
丙 403	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン	写し	R2. 11. 2	内閣府	内閣府が関係道府県に対して、訓練の実施等を通じて、本ガイドラインを利活用し、各地域の実情に合わせた避難計画（原子力災害対策）の継続的な検討及び準備を進めていくよう助言していること
丙 404 の 1	Actions to Protect the Public in an Emergency due to Severe Conditions at a Light Water Reactor（抜粋）	写し	H25. 5	国際原子力機関（IAEA）	国際原子力機関（IAEA）の作成文書において、PAZやUPZ等における避難方法等に係る考え方の一例として、UPZ内では、公衆に直ちにITB剤の服用を指示し、避難の指示があるまでは屋内退避を指示する必要があること、重大な大気放出の可能性がある場合には、UPZ内の住民には、PAZの避難に遅れない範囲で、安全に避難できる限り直ぐに避難すること、UPZ内の避難は、直ぐにリスクのある地域を最初に避難させる（例えば、予想風向を考慮する）、あるいは最も効果的に実行可能な方法（例えば、現状の道路ネットワークを最適化して）で段階的に行うことが記載されていること
丙 404 の 2	軽水炉の過酷な状況に起因する緊急事態において公衆を防護するための措置（翻訳資料）（抜粋）	写し	H28. 7	日本原子力研究開発機構	なお、丙404号証の2は、甲528号証の2と、抜粋箇所が異なるものの、同じ文書の一部である。
丙 405	原子力災害発生時の防護措置の考え方	写し	H28. 3. 16	原子力規制委員会	原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方の内容